

## References

- Asakawa, K. 1992. "Global Issues in English Classroom." *TOKAI REVIEW* 17.
- Callister, E, et al. 1988. *Me, You and Others*, Books Waterloo.
- Development Education Centre. 1991. *Theme Work*.
- Development Education Project. 1986. *Teaching Development Issues*.
- Fisher, S. and Hicks, D. 1985. *World Studies 8-13*. Oliver & Boyd.
- Freire, P. 1972. *Pedagogy of the Oppressed*. Penguin.
- Language Teacher, The. Vol. XIV. No. 6. June 1990.
- Manchester Development Education Project. 1988. *Aspect of Africa*.
- Roger, C. 1988. *Freedom to Learn for the 80s*. Charles E. Merrill.
- PERSPECTIVES*. SAVE THE CHILDREN.
- Steiner, M. and Hicks, D. 1989. *Global Connections*. Oliver & Boyd.

## 18世紀前半ロンドン民衆の結婚式

——フリート監獄の秘密婚——

栗田和典

### はじめに

1727年トリニティ開廷期(5月22日—6月12日)、民訴法廷の首席判事エア(Sir Robert Eyre, 1666-1735; 在職 1725-35)他3名の判事は、その監督下にあるロンドンのフリート債務者監獄にかんする一連の監獄規則を定めた。それは、フリートの債務者囚人たちが典獄(warden)をはじめとする監獄役人に支払うべき手数料の詳細であった。だが、そのうちの1条は手数料にふれつつも、やや主旨を異にしている。

- 一、聖職者には当監獄内にて礼拝を司式、遂行する義務が存する。当面、監獄の塀内、塀外、特別区域内にいる各囚人より週4ペンスが、典獄に聖職者を雇用させるために支払われるべし。
- 一、そうした牧師、もしくはフリート監獄の塀内もしくは特別区域にいるその他の聖職者が許可証なきいかなる者も婚姻させることは、越権行為であり、なすべからず。
- 一、典獄とその配下の者は、細心の意を用いて、そのような婚姻すべてを防止するよう努めるべし<sup>(1)</sup>。

一見してわかるように、第一項は、監獄にあった礼拝堂で勤行する牧師への俸給を債務者囚人に求めるもので、この規則制定全体の主旨にそう。しかし、第二、第三項は手数料とはまったく関係のない、ある種の婚姻の禁止規定である。わたしは、18世紀初頭ロンドンの監獄をめぐる諸事象を調べてゆくうちに、この条文をみつけた。売春婦が当時の監獄に出入りしていたこと

などは他の史料、文献からわかっていたので、当初はこの条文を監獄内の、あるいは囚人同士の性的不道徳を戒めたものと理解した<sup>(2)</sup>。

だがしばらくして、ここで禁止されていたのが、当時「フリート結婚式 (Fleet Weddings)」の名で知られ、監獄近辺で行なわれていた婚姻であると知った。禁止された結婚の当事者の範囲は囚人にかぎられず、もっと広い。「自分の結婚のためにフリート監獄に集まることは、ロンドン労働階級の社会的慣習となっていた」<sup>(3)</sup> からである。小論では、このフリート結婚式をとおして当時の労働民衆にとっての結婚式の意味を探ってみようと思う。なお行論中でもあきらかになるように、以下はフリート債務者監獄そのものについては多少とも勉強してはいるが、家族史について素養の乏しい者の行なう暫定的な考察である。ではまずフリート結婚式の法的位置からはじめる。

## 1. 秘密婚とフリート監獄

フリート結婚式とは、「ハードウィック卿婚姻法 (26 George II, cap. 33)」制定以前まで維持された、秘密婚 (clandestine marriage) の一形態である<sup>(4)</sup>。「秘密」とは、1604年の教会法で唯一正当なる婚姻形式と定められた婚姻の手続きのうち、おもに婚姻の公開性にかかわる部分を欠く婚姻をいう。具体的には、式に先立つ「婚姻予告 (banns of matrimony)」の告知、もしくはそれを免除されるべく、権限のある主教代理 (surrogate) から発行された「婚姻許可証 (licence of marriage)」の獲得のいずれもがないこと、新郎新婦どちらかの居住する教区教会以外の場所で挙式されること、などである<sup>(5)</sup>。

教会法の規定に違反しながらも、教会法廷は (コモン・ロー法廷も) 秘密婚に法的に十分な拘束力を認めた。法律上、婚姻は何よりもまず当事者同士の自由な合意であった。秘密婚は、現在形のことばで交わされた婚姻の約束、または未来形のことばで交わされ肉体的関係をともなう婚姻の約束のどちらかをともなった。こうした約束は本来的に民衆の婚姻慣習に存在していたのであろう。聖俗両法廷の秘密婚解釈はそれらを法体系の中に組み入れた結果

とも推察される。

秘密婚はどこで行なわれたのか。たとえば、スウィフト (Jonathan Swift, 1667-1745) 『サーヴァントへの訓令』 (1754年) はこう伝える。「宮仕えの夫を亡くした上流のご夫人」が、従僕に「心を惹かれ、それとなく意中をほめかすことが度重なった。ある日、この従僕トムを御供に馬車で外出中、馭者がわざと道を間違えて、とある特権を認められた禮拜堂の前に馬車を止め、そこで二人は結婚して、トムは夫人と並んで馬車に乗ってお邸へ戻った」<sup>(6)</sup>。「とある特権」とは、教会裁判権者 (ordinary) の査察から免れていることをいう。こうした教会、礼拝堂 (“lawless churches”) で秘密婚は行なわれた。また婚姻の約束は居酒屋、納屋、私宅、公道、牧草地でも結ばれた。ロンドンでもフリート監獄が秘密婚の唯一の場というわけではなかった<sup>(7)</sup>。

こうした事情は17世紀末から変化する。1695年以降議会は、婚姻許可証や婚姻証明書に課した印紙税の歳入が秘密婚の挙式によって失われることを防ぐために、いくつかの法律を定めた。たとえば秘密婚を司式した聖職者は3年間の聖職停止処分や100ポンドの罰金を科された (6 & 7 William III, cap. 6; 7 & 8 William III, cap. 35; 9 & 10 William III, cap. 35)。それらはザル法そのものだったけれど、結果的にロンドンの秘密婚専門の教会がいくつか閉鎖された。

フリートでも、1712年法 (10 Anne, cap. 19) によって典獄が獄舎内での挙式防止の責を負った (罰金100ポンド)。しかし、監獄の特別区内での挙式に同法は適用されなかった。またフリートで司式した聖職者の多くはすでに債務投獄されていたり、聖職禄を剥脱されていたりしたので、あらたに100ポンドの罰金や聖職停止を科すことができなかった<sup>(8)</sup>。フリートはほぼ完全に、当局の禁止的処置から免れていた。その結果、1720、30年代にはフリート監獄の特別区域に数多くの結婚式屋が展開し、推定で週に50—60組、年間2,600—3,100組もの挙式が行なわれた (最盛期の1740年には約6,600組)。ちなみに、当時のイングランドの教会記録に残された結婚件数は、約43,000—58,000件である<sup>(9)</sup>。

フリート監獄とその周囲とはどのような場所であったか。フリート監獄はシティの西部、フリート川の左岸に位置した。この川は17世紀中葉から徐々に暗渠となる。そしてその川端にフリート市場が展開していた。市場の南端に交差するのはシティの目抜きたるフリート街、そこを西にむかうとテンプル地区、すなわち法学院を中心とする法学者の居住地区があった。ここは、直近にあってシティへの関門をなすテンプル・パー（しばしば重罪人の首や四肢が門の上に串刺しで晒された）とともに法と権力の象徴である。と同時に、そこを目印に多くの政治的騒擾も発生してきた。ホッガース（William Hogarth, 1696-1763）の「テンプル・パーにて共和主義議会残党を焼く」（1726）の場面や、1780年のゴードン騒擾でのフリート監獄放火などが想起されよう。「アルセイシア（Alsatia）」と呼ばれる一帯も近い。それは王国とシティ、両方の司法管轄から免れた犯罪者の聖域であった。一方、市場の北には多くの刑事犯が留置されたニューゲイト監獄、すぐ南には貧民を収容したブライドウェル懲治場、かたや東には信仰の中心というべきセント・ポール大聖堂があった<sup>(10)</sup>。フリートとその周囲には、権力と叛乱、信心と怠惰と犯罪が交錯していた。当局にとって怪しげな雰囲気が漂っていたのだ。

そうした権力の眼からすると、たびたび新聞が、「フリート結婚式の悲しい結果をしばしばひろく伝えた」のは至極当然だろう。「悲しい結果」とは、「婚姻とそこから生まれた子どもの嫡出性の証明がひどく困難にされた」こと、挙式が「一団の泥酔して毒づく牧師とその鬼のような手下」によってなされたり、「生まれもよく財産もある乙女が」「彼女の友達と、それを助けた首のまがった牧師によって」「無信心なゴロツキ」と結婚させられたことなどである<sup>(11)</sup>。しかし、これらの非難は結婚式の当事者、挙式した牧師、結婚式屋業者の発したものではない。この点には留意しながら、つぎに、絵画や19世紀の人バーンの調査、ブラウンの最近の研究からフリート結婚式を再現してみよう。

## 2. フリート結婚式

図1「若い快活な船乗りとその大家の娘とのあいだで」（銅版画、1747年）は<sup>(12)</sup>、新郎新婦の式場到着を描いた絵である。場面はフリート市場前、それは中景左手の市場会所に刻まれた「ストクス市場から（FROM STOCKS-MARKET）」という銘が示す。（フリート市場は1733年、ストクス市場の撤去にともない開設された。）帽子に花形記章をつけた新郎が二人、一人は中央で花嫁と一緒に近寄ってきた僧侶服の男二人と式の算段を交渉中、もう一人は少々太め（妊娠中か？）の花嫁を馬車から抱きおろしている最中である。下端の韻文によれば、二組の新郎新婦は色々と迷ったあげくに、「手中のペン（the Pen in Hand）」亭にむかい、手練の女主人に導かれて挙式した<sup>(13)</sup>。この絵で新郎新婦以外の人びとの視線は——前景やや左手で食物を盗もうとしている男をのぞいて——新郎新婦と僧侶服の男との交渉に集まっている。他人の肩の上ののって一目花嫁をみようとしている男、ふりかえって眺めるステッキをもった小男、二人の妊婦らしき女の笑顔、馬車の馭者のいかしたポーズ。この結婚式を一同がわくわくしながら見守る。式について当事者にも見物人にも、いささかの疵瑕もない。

図2「船乗りのフリート結婚式宴会」（銅版画、1747年）では<sup>(14)</sup>、喧騒の中で挙式後の宴会が進行中である。一同はテーブルにつき、テーブルの上のパンチ酒（bowl of punch）をあおる。真中の新郎新婦のうち、新郎は自分の新婦にご満悦。しかしどうであろう、新婦のほうは「生娘の義務から解放されて、どうやって夫をだましてやろうかと考えて微笑んでいる」。その証拠に新郎の頭上には、後ろに立つ男が人差し指と小指をたてて、寝とられ男の証をつくっている。（寝とられ男や柔弱な夫には角が生える。）こともあろうに、新婦のお相手は司式をした左隣りにすわる僧侶らしい。その僧侶の背後では、アツアツの新婚カップルにあてつけられたか、一人の黒人が老娼婦にむさぶりつく。なんと彼女は彼の性的興奮に、ダーバンに火をつけてこたえている。右手前でヴァイオリンにあわせて踊る男「トム」には、テーブル右端の女が



熱い視線を送っているが、その女には左端で歯をむきだしにしてニヤケている法律実務家が、「淫らな視線」を向けている。右手奥では、かたく抱きあった「キットとケイトが接吻して、彼女を自分の妻にするだろうと誓う」。これはすなわち、未来形のことばで交わされ同棲もしくは肉体関係をともなう婚姻約束である<sup>(15)</sup>。一方、カップルの手前では、「犬と猫とが夫婦喧嘩を真似ている」。猫が口を開いてすごみ、犬が少したじろいで見えるのは、かかあ天下の象徴か。これまた男(犬)の側に角が生えそうだ。そしてこの宴会全体を、壁の右端に掲げられた絵が眺めている。それは、牛の角をつけた竿の横木に女の下着がひるがえっていることからわかるとおり、寝とられ男、柔弱な夫をみんなで嘲笑し、そうあってはならないと確認する儀式、スキミントンの絵である<sup>(16)</sup>。全体としてきわめて猥雑な印象をあたえる絵ではある。しかしながら、浮気、男と女の品定め、新婚夫婦に刺激された結婚の誓い、夫婦喧嘩、かかあ天下とならべると、素直な男女関係のレパートリが浮かびあがってくる。

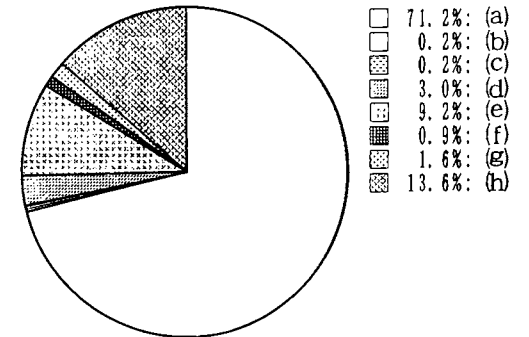
図2 図3の登場人物の何人かに注目してみよう。J・S・パーンの著した『フリート婚姻登録簿』(1833)には、牧師たちの残した備忘録が抜粋されている。抜粋された婚姻件数は434件、そこに記された新郎の職業分類が表1である<sup>(17)</sup>。一見して目立つのは、総数434件中の309件(71.2%)をしめる「ジェントルマン」である。パーンは著書の中でできるだけ事実にそくして論じようとした。しかし、この数値は、貴頭の人ですら、卑俗な行為にはしる者がこれほど多い、といたげである。くわえてあまりに収録された数が少ない。ブラウンの研究で補正する必要がある。

現存する備忘録のほとんどに立ちいって新郎の職業を検討したブラウンによれば(表2)、この結婚式の利用者はおもに都市の商工業者や熟練職人層である。彼らは社会の「堅気な(respectable)」中間層をしめた。また特徴的には、1700年(695件)の16.3%(113件)、1740年(4865件)の25.4%(371件)を船員がしめている。船員はこの婚姻形式の“お得意様”であった。職業上、移動が激しく賃銀も不定期な彼らは、最低3週間はかかる「婚姻予告」

表1. 新郎の職業分類

史料: Burn, *The Fleet Registers* (London, 1833), 41-80.

職業	数
ジェントルマン <sup>a)</sup>	309
海外貿易商 <sup>b)</sup>	1
農業経営者 <sup>c)</sup>	1
専門職 <sup>d)</sup>	13
手工業者 <sup>e)</sup>	40
国内商人 <sup>f)</sup>	4
労働者 <sup>g)</sup>	7
その他・不明 <sup>h)</sup>	59
総計	434



- (a) Gentleman (258); Baronet (2); Colonel (1); Esquire (44); Honourable (1); Knight & Baronet (1); Marquess (1); Member of Parliament (1).
- (b) Merchant (1).
- (c) Farmer (1).
- (d) Apothecary (2); Attorney (2); Bachelor of Law (1); Barrister (1); Clergyman (2); Clerk (1); Doctor (2); M. A. of Oxford (1); Medical Doctor (1).
- (e) Barber (1); Bookbinder (1); Carpenter (4); Chocolate Maker (1); Clogmaker (1); Coppersmith (1); Cordwainer (3); Distiller (1); Felt-maker (2); Flame-Maker (2); Gardiner (3); Hatter (1); Hosier (1); Painter (1); Sawyer (1); Shipwright (1); Shoemaker (1); Surgeon (5); Taylor (3); Turner (1); Watchmaker (1); Weaver (3); Wine Cooper (1).
- (f) Butcher (3); Haberdasher (1).
- (g) Husbandman (2); Labourer (2); Mariner (1); Servant (1); Soldier (1).
- (h) Burgess (1); Captain (4); Carter (1); Chemist (1); Coachman (1); Counsellor (1); Countryman (1); Drummer of the 1st Regiment (1); Fisherman (1); Horse Guard (1); 不明 (46).

表2. 新郎の職業分類

史料: Brown, *The Rise and fall of the Fleet Marriages*, 126, Table III.

※ ( ) 内は職業の記載された総件数にたいする百分率

	1700	1710	1720	1740	1750
専門職 professional	7 (1.0)	39 (1.4)	39 (1.4)	61 (1.2)	10 (0.9)
ジェントルマン "Gentleman"	8 (1.1)	44 (1.6)	114 (4.1)	197 (4.0)	20 (1.9)
手工業者 craftsman	299 (43.2)	882 (32.8)	1058 (38.1)	1914 (39.5)	445 (43.8)
国内商人など tradesman, etc...	57 (8.2)	210 (7.7)	248 (8.9)	581 (11.8)	104 (10.2)
サーヴァント servant	22 (3.1)	130 (4.8)	138 (4.9)	211 (4.3)	41 (4.0)
御者, 船頭 coachman & waterman	26 (3.6)	109 (4.0)	182 (6.5)	280 (5.7)	75 (7.3)
漁夫 fisherman	-- (--)	10 (0.4)	13 (0.4)	17 (0.3)	7 (0.6)
農業労働者など husbandman, & c.	66 (9.5)	250 (9.3)	196 (7.0)	566 (11.6)	75 (7.4)
恩給生活者 pensioner	4 (0.6)	76 (2.8)	36 (1.3)	10 (0.2)	1 (0.1)
兵卒 soldier	57 (8.2)	166 (6.1)	196 (7.0)	265 (5.4)	50 (4.9)
船員 sailor	113 (16.3)	684 (25.4)	385 (13.8)	371 (7.6)	88 (8.6)
レイバラ labourer	32 (4.6)	68 (2.5)	145 (5.2)	341 (7.0)	93 (9.1)
移動商人 itinerants	4 (0.6)	9 (0.3)	17 (0.6)	40 (0.8)	2 (0.2)
その他 others	-- (--)	11 (0.4)	10 (0.3)	14 (0.3)	2 (0.2)
職業記載数	695	2688	2777	4865	1013

表3. 初婚と再婚

史料: Burn, *The Fleet Registers*, 41-80.

※ ( ) 内の数字は対総数比 (%) 総数 = 434

	♀ 初婚	♀ 再婚	♀ 不明
♂ 初婚	203 (46.8)	53 (12.2)	10 (2.3)
♂ 再婚	37 (8.5)	22 (5.1)	4 (0.9)
♂ 不明	51 (11.8)	8 (1.8)	46 (10.6)

を待つ時間も、8—10シルの「婚姻許可証」をえる金銭的余裕もなかった<sup>(18)</sup>。行ったその日に挙式のできるフリート結婚式の迅速性は大きな魅力であった。手数料の点でも、しばしば備忘録には、「婚姻半ば(half-married)」という記載がある。これは挙式料の値引き、または後払いの約束を意味した。

バーンの著作のみが語るデータが表3である<sup>(19)</sup>。新郎新婦ともに初婚であったのは、46.8%で最大多数をなす。図1で推測したように、中には新婦のほうの妊娠が明白となり、生まれてくる子どもを非嫡出子としないために、あせって結婚した初婚カップルもあったことであろう。付言すれば、一般に近世のイングランド社会は、婚前交渉については比較的寛容ではあった。だが、婚姻前に子どもが生まれてしまうと、たとえあとから婚姻したとしても、コモン・ロー法廷は子どもに財産の継承権を認めなかった。ましてそれが貧しい両親の子であったらばあい、教区の貧民対策税の負担を増すこととなり、貧民監督官(overseer of the poor)から懲罰をうけ、また教会において公開の懺悔を行わなければならなかった<sup>(20)</sup>。

牧師について、以下の者と活躍年代が有名である。ゲイナム(John Gaynam, c. 1709-40)、アッシュウェル(Edward Ashwell, 1734-43)、ワイアト(Walter Wyatt, 1713-50)、サイモン(Peter Symon, 1731-54)、デア(William Dare, 1732-46)、フラド(John Floud, 1709-29)、ウィグモー

(Daniel Wigmore, 1723-54)、モトラム (John Mottram, 1709-25)、エルボロウ (Robert Elborrow, 1698-1702)、カスバト (Robert Cuthbert, 1723-30)、アリ (Jerome Alley, 1681-1707)、スターキ (James Starkey, 1718-30)、クローフォード (Thomas Crawford, 1723-48)、ラードゥ (James Lando, 1737-43)<sup>(21)</sup>。彼らは、「人格の悪さでは無類の者」であった(ゲイナム)、「数年間債務者囚人であった」(フラド、アリ)、「アルコール依存症であった」(ウィグモア)など、悪評にはことかかない。さらに、パーンはこれらの悪名高い牧師の名をあげたあとにつけくわえている。「フリートで挙式を行なったすべてのフリート牧師の名をつかむのは不可能である。というのは、……彼らはときどき乞食であったと思われるからである」<sup>(22)</sup>。ここにはパーンの、フリート結婚式の卑俗さをしめそうとする意図、いわばモラリストのまなざしがはっきりとあらわれている。しかし、牧師の状況についての最後の一言は、事実をとらえていたようだ。

「先の金曜日、牧師の風体をした男がロンドン市庁舎でサ・ジョウゼフ・ハンキの前に物乞いをしたためにひきたてられた。……彼はまたフリート監獄で幾多の者たちを婚姻させる仕事を行なってもいた。そのためにブライドウェル懲治場での強制労働をともなう拘禁に処された」<sup>(23)</sup>。前節でも示唆したように、当時、債務者となる聖職者は少なくなかった。「貧困線ぎりぎりで生活している聖職者は多くいた」。秘密婚を挙式して一度でも聖職停止処分になった者は、その生活のために再び秘密婚の挙式に手をださざるをえなかった。「あまりに多くの聖職者がいて、彼らにたいしてあまりに少ない聖職禄しかない」状況にあった<sup>(24)</sup>。ある者はみずから結婚式屋を経営し、またある者は特定の結婚式屋専属の牧師として雇われた。彼らに秘密婚という生活の糧をあたえたのは、コモン・ロー法廷が「僧侶のいるところに教会あり」とし、牧師の面前でなされた式ならば、教会挙式婚であると判断したことである。

結婚式業を営む者の多くは、フリートとその周辺での旅籠、居酒屋、ビール店、エイル店、そしてジン・ショップが本業であった。彼らは式そのものではなく、それにひきつづいて行なわれる結婚式宴会の飲食が目当てであっ

た<sup>(25)</sup>。図2の場面は、おそらくフリート特別区内にあったそうした居酒屋の一つであろう。また、1712年以前は獄舎の中でも挙式が行なわれていた<sup>(26)</sup>。こうした宴会には、新郎新婦のごく親しい者があつめられた。小規模とはいえ、これは社会的に二人の結合を承認する意味をもつ。

パーンは計38名の結婚式屋業者を記している。屋号は「手とペン (Hand and Pen)」、「雄牛と靴下どめ (Bull and Garter)」、「ノアの方舟 (Noah's Ark)」、「王の首 (King's Head)」、「輪と一房の葡萄 (Hoop and Bunch of Grapes)」、「白鳥 (Swan)」、「羊肉 (Lamb)」、「王の腕 (King's Arm)」、「闘鶏 (Fighting Cock)」など。とりわけて目立つわけではないが、38名のうち「手とペン」亭の主人が5人いる。この居酒屋は図3の婚姻証明書の発行元である。そこには、イングランド王家紋章 (royal arms) が印刷され、「セント・ジェイムズ教区のエドワード・スカーム、馭者、独身と、同住所のセイラ・シムキンズ」が、「1727年2月23日に」「イングランド国教会の典礼にのっとり」「ロンドンのフリートで婚姻した」ことが証明されている。そしてそれが〔判読困難だが〕ジョン・フラドとマサイアス・ウィルソン (Matthias Wilson) の保管する登録簿に記されたことも明記されている<sup>(27)</sup>。

婚姻証明書の他にも、結婚式屋業者はそこで行なわれる婚姻にいくつかの細工をほどこした。自分が「大法官からフリートでの婚姻の登録官に任命された」と主張した者、市の紋章をつけた「市長婚姻証明書」を発行した者、居酒屋の1室を礼拝堂のように改造して挙式専用の部屋とした者などがある。また、登録簿はたとえ挙式が真夜中の12時であったとしても、教会法廷の要求どおり、午前8-12時に行なわれたものと記載された<sup>(28)</sup>。牧師の介添えと業者の細工、これらはすべてフリート結婚式に正統性をあたえるための工夫であった。

## おわりに

新郎新婦にとってのフリート結婚式の魅力は、船員などの好んだ式の迅速



図3. 婚姻証明書

さ、式料や式次第を当事者の都合にあわせることのできる融通性、婚姻登録簿や婚姻証明書による最低限の正統性の保証であった。ただ単に、安くて早くて楽なだけで、フリート結婚式が選ばれたのではない。式料は交渉次第とはいえ、さほど安くはなかったし、まして婚姻証明書発行料、婚姻登録料、書記手数料もかかった。フリート結婚式の最大の魅力は婚姻の正統性を保証したことにあつたと思われる。だからこそ、堅気な社会層の者もフリートにあつまり、人生において最初の（そして最後かもしれない）自分の意志が反映される通過儀礼を行なったのではないだろうか。では、彼らが正統性をとめ、（偽者だったかもしれないが）牧師が介添えし、経営戦略とはいえ、結婚式屋業者がその意向にそうように部屋を整えたりしたのは、なぜだろうか。それはそれだけ結婚という女と男の結びつきが（国教会がさだめたのとはおそらく異なる意味で）、民衆のあいだで重要視されていたからではないだろうか。喧騒の中でも二人の結びつきは、居酒屋に集まったごく親しい人びとにしっかりと記憶され、牧師の備忘録に書きこまれなければならなかった、とわたしは思う。そうすることで、生まれてくるはずの子どもにたいする親としてのつとめもはたせた。

たしかに、フリート結婚式はスウィフトが記したような一攫千金の玉の輿や、牧師の乱行、結婚詐欺、若い子どもの駆け落ちなどの悪評を呼んだ。しかし大多数の人びとは、図2でみたように、いささかの疵瑕もなく、結婚するためにフリートへと足を運んだ。彼らにとってフリート監獄とは、監獄や刑務所ということばで現代人がイメージするような場ではなかったのではなかろうか。紙幅はつきた。この点については、稿をあらためて検討したい。



## 注

※ marriage の訳語について。法制的文脈では「婚姻」、他では「結婚」を用いた。

†小論でもちいた図版は、英国図書館 (British Library) からのマイクロフィルム・リプリントによる資料整理番号は各注記を参照されたい。

- (1) *Report from the Committee appointed to Enquire into the State of the Gaols of this Kingdom: Relating to the Fleet Prison* (London, 1729), 16. 第一項にある特別区域とは、債務者監獄に独自の制度で、獄舎周辺の法的には「監獄内」とみなされるが、実質的にはふつうの市街地である区域のことをいう。監獄生活における手数料の意味、およびこの規則の制定経過については、別の機会に論じる。
- (2) 実際、John Howard, *The State of the Prisons* (Warrington, 1777) の訳者は、「牢内の私通を禁ず」と訳出した。湯浅猪平『監獄事情』(矯正協会、1972)、200頁。
- (3) Roger Lee Brown, The rise and fall of the Fleet marriages, in R. B. Outhwaite (ed.), *Marriage and Society: Studies in the Social History of Marriage* (London, 1981), 123-24.
- (4) 同法制定は1753年、施行は1754年3月25日以降。またフリート結婚式への最初の言及は、1613年9月、参事会員ロウ (Alderman Lowe) なる人物からヒクス (Lady Hickes) という婦人にあてられた手紙にある。John Southerden Burn, *The Fleet Registers* (London, 1833), 5. したがって、フリート結婚式はイングランド近世に固有の現象といえる。
- (5) 秘密婚の法的位置について、栗原真人「秘密婚とイギリス近代(1)」『香川法学』11巻1号 (1991)、42-46頁。
- (6) スウィフト/深町弘三訳『奴婢訓』(岩波文庫、1950)、51頁。
- (7) ロンドンとその近郊でフリート以外の中心地は、Duke's Place (St. James), Minories (Holy Trinity), the Mint (Southwark), May-Fair Chapel, King's Bench Prison, the Savoy, など。
- (8) 議会の諸立法とフリートへの秘密婚集中の過程について、Lawrence Stone, *Road to Divorce: England 1530-1987* (Oxford, 1990), 108-111.
- (9) 挙式数は、Brown, *op. cit.*, 123, Table I; Edward Anthony Wrigley and Roger S. Schofield, *The Population History of England 1541-1871: A Reconstruction* (London, 1981), 499 [Appendix 2, Table A2.3].
- (10) Ben Winreb & Christopher Hibbert (eds.), *The London Encyclopædia* (London, 1983), art., Alsatia, Fleet Street; リチャード・B・シュウォーツ/玉井東助・江藤秀一訳『18世紀ロンドンの日常生活』(研究社出版、1990)、43-48頁。
- (11) *Grub Street Journal* (January 15, 1735), cited in Burn, *op. cit.*, 13-15. その他に、  
*Grub Street Journal* (August 1, 1730), *Daily Post* (April 15, 1737), などの引用がある。
- (12) British Library, 11633. h. 2. [A collection of pamphlets, cuttings, engravings, and music relating to the Fleet Prison 1706-68], 111.
- (13) Burn, *op. cit.*, 8.
- (14) B. L., 11633. h. 2., 112; Burn, *op. cit.*, 8-9. 結婚式の描写の例として、B. L., 11633. h. 2, 111, 116.
- (15) 栗原、前掲論文、66-69頁。
- (16) スキミントンについて、近藤和彦「シャリヴァリ・文化・ホッガース」『思想』740号 (1986)、157-161頁。
- (17) Burn, *op. cit.*, 45-80. 聖職者は備忘録に、婚姻の日付、両当事者の氏名と身分、住所という最低限の情報を記した。それは後日、婚姻の有効性にかんする訴訟がおきたとき、裁判に提出される証拠となった。
- (18) Brown, *op. cit.*, 124-126, Table III. 挙式費用は約7シル6ペンスで、ほぼ婚姻許証と同じ (Ibid., 123-124)。首都の肉体労働者の日給約4日分に相当する。Jeremy Boulton, Itching after private marryings? Marriage customs in seventeenth-century London, *London Journals*, xvi (1991), 16-19, Table Iも参照。
- (19) 注(6)と同一の史料による。
- (20) Keith Wrightson, *English Society 1580-1680* (London, 1982), 84-86.
- (21) Burn, *op. cit.*, 25-34.
- (22) *Ibid.*, 36.
- (23) *General Advertiser* (December 22, 1746), cited in Burn, *op. cit.*, 36.
- (24) L. Stone, *op. cit.*, 104, 106-108; Brown, *op. cit.*, 122.
- (25) Brown, *op. cit.*, 126.
- (26) 獄舎内での式のばあい、宴会での酒類は、典獄から獄舎内酒屋に独占的販売権があたえられており、囚人の自由とするところではなかった。しかし、その許可はあくまで名目で、半ば堂々と囚人たちは酒類をフリート監獄内にもちこんだ。Report from the Committee appointed to enquire into the State of the King's Bench, Fleet, and Marshalsea Prisons. . . , *Parliamentary Papers*, 152 (1815), 253 [App. No. 18]. cf. Joanna Innes, King's Bench Prison in the later eighteenth century: Law, authority and order in a London debtors' prison, in John Brewer & John Styles (eds.), *An Ungovernable People: The English and their Law in the Seventeenth and Eighteenth Centuries* (London, 1980), 271; Wayne Joseph Sheehan, Finding solace in eighteenth-century Newgate, in John Swanston Cockburn (ed.), *Crime in England 1550-1800* (Princeton, 1977), 239-242.
- (27) B. L., 1897. c. 20.
- (28) Burn, *op. cit.*, 37 note 2, 3, 38 note 1; Brown, *op. cit.*, 128.